

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表について (令和6年度 第2最終処分場)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2に基づき、一般廃棄物の最終処分場である第2最終処分場の維持管理に関する情報を公表いたします。

1. 埋め立てた一般廃棄物の種類及び量 ■規則 第4条の5の2第1項第4号 イ 関係

区分	月 単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
	t													
	t	埋 立 終 了												
	t													

2. 擁壁等の点検 ■省令 第1条第2項第7号 関係

項 目	1回目	2回目	※是正措置(実施した場合記入)	
点 検 日	4月16日	10月22日	実施日	
点検結果	異常なし	異常なし	措置内容	

3. 調整池の点検 ■省令 第1条第2項第13号 関係

項 目	1回目	2回目	※是正措置(実施した場合記入)	
点 検 日	4月16日	10月22日	実施日	
点検結果	異常なし	異常なし	措置内容	

4. 遮水工の点検 ■省令 第1条第2項第9号 関係

項 目	1回目	2回目	※是正措置(実施した場合記入)	
点 検 日	4月16日	10月22日	実施日	
点検結果	異常なし	異常なし	措置内容	

5. 水質検査の結果

①放流水検査結果 ■省令 第1条第2項第14号 ハ 関係
別紙のとおり [別紙1]

②地下水検査結果 ■省令 第1条第2項第10号 関係
上流側・下流側地下水
別紙のとおり [別紙2]

6. 浸出液処理設備の点検 ■省令 第1条第2項第14号 ロ 関係

項 目	1回目	2回目	※是正措置(実施した場合記入)	
点 検 日	4月16日	10月22日	実施日	
点検結果	異常なし	異常なし	措置内容	

7. 導水管等の凍結防止措置の状況の点検 ■省令 第1条第2項第14号の2 関係

項 目	1回目	2回目	※是正措置(実施した場合記入)	
点 検 日	4月16日	10月22日	実施日	
点検結果	異常なし	異常なし	措置内容	

8. 残余の埋立容量に関する事項 ■省令 第1条第2項第19号 関係

埋立終了

[別紙1] 第2最終処分場(放流水)

項 目	基準値	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取日	—		4月17日	5月15日	6月12日	7月10日	8月7日	9月11日	10月9日					
測定結果取得日	—		5月1日	6月3日	6月28日	7月31日	9月2日	10月17日	10月28日					
水 温	—	℃	18.4	20.1	23.7	27.4	30.1	30.1	26.2					
番号		国 - 県	測 定 結 果											
1	PH	5.8～8.6	7.8	6.8	6.9	6.9	6.8	6.7	6.9					
2	COD	60 20	mg/ℓ	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満					
3	BOD	90 20	mg/ℓ	1.0未満	1.0未満	1.4	1.0未満	1.0未満	1.0未満					
4	SS	60 30	mg/ℓ	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満					
5	全窒素含有量	60	mg/ℓ	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満					
	項目 (省令別表第1) 関係		基準値 国 - 県		単位			測 定 結 果						
	採取日		—					5月15日						
	測定結果取得日		—					6月3日						
	水 温		—		℃			20.1						
6	アルキル水銀含有量		検出されないこと		mg/ℓ			検出されない						
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005		mg/ℓ			0.0005 未満						
8	カドミウム及びその他の化合物		0.1		mg/ℓ			0.01 未満						
9	鉛及びその化合物		0.1		mg/ℓ			0.01 未満						
10	有機リン化合物		1		mg/ℓ			0.1 未満						
11	六価クロム化合物		0.5		mg/ℓ			0.02 未満						
12	砒素及びその化合物		0.1		mg/ℓ			0.01 未満						
13	シアン化合物		1		mg/ℓ			0.1 未満						
14	ポリ塩化ビフェニル		0.003		mg/ℓ			0.0005 未満						
15	トリクロロエチレン		0.3		mg/ℓ			0.03 未満						
16	テトラクロロエチレン		0.1		mg/ℓ			0.01 未満						
17	ジクロロメタン		0.2		mg/ℓ			0.02 未満						
18	四塩化炭素		0.02		mg/ℓ			0.002 未満						
19	1,2-ジクロロエタン		0.04		mg/ℓ			0.004 未満						
20	1,1-ジクロロエチレン		0.2		mg/ℓ			0.02 未満						
21	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4		mg/ℓ			0.04 未満						
22	1,1,1-トリクロロエタン		3		mg/ℓ			0.3 未満						
23	1,1,2-トリクロロエタン		0.06		mg/ℓ			0.006 未満						
24	1,3-ジクロロプロペン		0.02		mg/ℓ			0.002 未満						
25	チウラム		0.06		mg/ℓ			0.006 未満						
26	シマジン		0.03		mg/ℓ			0.003 未満						
27	チオベンカルブ		0.2		mg/ℓ			0.02 未満						
28	ベンゼン		0.1		mg/ℓ			0.01 未満						
29	セレン及びその化合物		0.1		mg/ℓ			0.01 未満						
30	ほう素及びその化合物		50		mg/ℓ			1 未満						
31	ふっ素及びその化合物		15		mg/ℓ			0.8 未満						
32	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		200		mg/ℓ			1 未満						
33	n-ヘキサン抽出物質(鉱物)		5	1	mg/ℓ			0.5 未満						
34	n-ヘキサン抽出物質(動植物)		30	5	mg/ℓ			0.5 未満						
35	フェノール類含有量		5	1	mg/ℓ			0.1 未満						
36	銅含有量		3		mg/ℓ			0.1 未満						
37	亜鉛含有量		2		mg/ℓ			0.1 未満						
38	溶解性鉄含有量		10		mg/ℓ			0.1 未満						
39	溶解性マンガン含有量		10		mg/ℓ			0.1 未満						
40	クロム含有量		2		mg/ℓ			0.1 未満						
41	大腸菌群数		3,000個		個/cm ³			0						
42	リン含有量		8		mg/ℓ			0.1 未満						
43	硝酸性及び亜硝酸性窒素		10		mg/ℓ			1 未満						
44	1,4ジオキサン		0.05		mg/ℓ			0.05 未満						
45	採 取 日		—		—			-						
	測定結果取得日		—		—			-						
	ダイオキシン類		10		pg-TEQ/L			-						

【検査項目等の説明】

- ・ P H (水 素 イ オ ン 濃 度) :ピーエイチまたはペーハーと呼ぶ。溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、通常水素指数pHで表され、pH値が小さいほど酸性が強く、pH値が大きいほどアルカリ性が強い。
- ・ C O D (化学的酸素要求量) :水中の有機物を酸化剤によって酸化するのに消費される酸素量のことである。CODが高ければ、水中の汚染物質の量も多いことを示す。
- ・ B O D (生物化学的酸素要求量) :水中の微生物の増殖あるいは呼吸作用により、消費される酸素量のことである。BODが高ければ、水中の腐敗物質が多いことを意味する。
- ・ S S (懸濁物質または浮遊物質) :水中に分散している固形物で、粒径2mm以下のものをいう。高くなると光の透過を妨害し、植物の光合成に障害を与える。
- ・ 全 窒 素 含 有 量 :窒素を含む化合物の総称。植物は窒素を肥料として摂取するが、窒素過多になるとかえって悪影響を与える。

[別紙2] 第2最終処分場(上流側・下流側地下水水質分析)

項 目			基準値	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			測 定 結 果													
水上 測流 定側 結地下	採取日		—		4月17日	5月15日	6月12日	7月10日	8月7日	※1	※1					
	測定結果取得日		—		5月1日	6月3日	6月28日	7月31日	9月2日	※1	※1					
	水 温		—	℃	19.6	20.7	22.2	23.6	24.6	※1	※1					
	塩化物イオン		—	mg/ℓ	4.7	4.6	4.1	3.9	4.3	※1	※1					
	電気伝導度		—	mS/ℓ	17	17	14	14	14	※1	※1					
水下 測流 定側 結地下	採取日		—		4月17日	5月15日	6月12日	7月10日	8月7日	9月11日	10月9日					
	測定結果取得日		—		5月1日	6月3日	6月28日	7月31日	9月2日	10月17日	10月28日					
	水 温		—	℃	19.9	21.5	22.8	23.6	23.1	23.4	22.8					
	塩化物イオン		—	mg/ℓ	6.4	6.1	6.2	6.8	6.5	6.8	6.4					
	電気伝導度		—	mS/ℓ	19	19	20	20	20	20	20					
項目 (省令別表第2) 関係			基準値		単位		上流側					下流側				
採取日			—		5月15日					5月15日						
測定結果取得日			—		6月3日					6月3日						
番号	水 温		—		℃		20.7					21.5				
1	カドミウム及びその化合物		0.01		mg/ℓ		0.001 未満					0.001 未満				
2	シアン化合物		検出されないこと		mg/ℓ		検出されない					検出されない				
3	鉛及びその化合物		0.01		mg/ℓ		0.001 未満					0.001未満				
4	六価クロム化合物		0.05		mg/ℓ		0.01 未満					0.01未満				
5	砒素及びその化合物		0.01		mg/ℓ		0.001 未満					0.006				
6	総水銀		0.0005		mg/ℓ		0.0005 未満					0.0005 未満				
7	アルキル水銀		検出されないこと		mg/ℓ		検出されない					検出されない				
8	ポリ塩化ビフェニル		検出されないこと		mg/ℓ		検出されない					検出されない				
9	ジクロロメタン		0.02		mg/ℓ		0.002 未満					0.002 未満				
10	四塩化炭素		0.002		mg/ℓ		0.0002 未満					0.0002 未満				
11	1,2-ジクロロエタン		0.004		mg/ℓ		0.0004 未満					0.0004 未満				
12	クロロエチレン		0.002		mg/ℓ		0.0002 未満					0.0002 未満				
13	1,1-ジクロロエチレン		0.02		mg/ℓ		0.002 未満					0.002 未満				
14	1,2-ジクロロエチレン		0.04		mg/ℓ		0.004 未満					0.004 未満				
15	1,1,1-トリクロロエタン		1		mg/ℓ		0.1 未満					0.1 未満				
16	1,1,2-トリクロロエタン		0.006		mg/ℓ		0.0006 未満					0.0006 未満				
17	トリクロロエチレン		0.03		mg/ℓ		0.003 未満					0.003 未満				
18	テトラクロロエチレン		0.01		mg/ℓ		0.001 未満					0.001 未満				
19	1,3-ジクロロプロペン		0.002		mg/ℓ		0.0002 未満					0.0002 未満				
20	チウラム		0.006		mg/ℓ		0.0006 未満					0.0006 未満				
21	シマジン		0.003		mg/ℓ		0.0003 未満					0.0003 未満				
22	チオペンカルブ		0.02		mg/ℓ		0.002 未満					0.002 未満				
23	ベンゼン		0.01		mg/ℓ		0.001 未満					0.001 未満				
24	セレン及びその化合物		0.01		mg/ℓ		0.001 未満					0.001 未満				
25	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素		10		mg/ℓ		1.0未満					1.0未満				
26	フッ素化合物		0.8		mg/ℓ		0.19					3.1				
27	ホウ素		1		mg/ℓ		0.1 未満					0.1				
28	1,4-ジオキサン		0.05		mg/ℓ		0.005 未満					0.005 未満				
29	過マンガン酸カリウム消費量				mg/ℓ		0.1 未満					0.1 未満				
30	採 取 日		—		—		8月16日					8月16日				
	測定結果取得日		—		—		11月20日					11月20日				
	ダイオキシン類		1		pg-TEQ/L		0.038					0.026				

※1 サンプリングポンプ修繕中のため、測定しておりません。

【検査項目等の説明】

- ・ 塩 化 物 イ オ ン :水中の塩分を示したもの。人畜のし尿や生活排水などに含まれており、水質の変化を知る目安となる。塩化物イオンは自然界にある程度は必ず含まれており、また地域や地質等によって差がある。
- ・ 電 気 伝 導 度 :電気の流れやすさを表す物質定数。水は優れた溶媒としての性質を持っており、さまざまな不純物を溶かし込み、これらを多く含むことで伝導度は高くなる。この伝導度を測ることで、水質の汚れの目安とすることができる。